

養育医療の給付を申請される方へ

令和6年4月1日現在

体重が2,000g以下又は2,000g以上でも生活力が特に弱い新生児が対象です。

【制度の概要】

この制度は、東京都の市町村にお住まいの新生児で、医師が入院養育の必要を認めた方に医療の給付を行うものです。申請書類を審査し給付を決定しますと、医療券が交付されます。審査の結果、必ずしも申請が認められるとは限りませんのでご留意ください。

指定医療機関の窓口に医療券と健康保険証を提示することにより医療の給付を受けることができます。

【給付の対象】

1 給付の対象	次の(1)又は(2)に該当する新生児 (1) 出生時体重2,000グラム以下の方 (2) 生活力が特に薄弱であって、次のいずれかの症状がある方 ア 一般状況（運動不安・けいれん・運動異常） イ 体温が摂氏34度以下 ウ 呼吸器、循環器系（強度のチアノーゼが持続、呼吸数が毎分30以下等） エ 消化器系（生後24時間以上排便がない、48時間以上嘔吐が持続等） オ 黄だん（生後数時間以内に出現、異常に強い場合等）
2 自己負担金	・徴収基準月額とは、養育医療に要する費用のうち、扶養義務者の区市町村民税額（課税または非課税証明書）に応じて決定し、負担していただく基準となる月額です。 入院期間が1か月未満の月は、日割計算をして費用徴収額を決定します。 ・同一世帯から、2人以上のお子さんが同時に費用を徴収される場合、2人目以降のお子さんから1人目のお子さんの徴収基準月額の10分の1の額となります。 ・徴収基準月額から計算した費用徴収額が自己負担額となりますが、今回お送りした養育医療券の有効期間を通して、福生市の乳幼児医療証をお持ちの方については、この自己負担分を乳幼児医療費助成と養育医療給付事業で助成し、全額公費負担しますので、市に対してお支払いしていただくことはありません。 ただし、養育医療の対象にならない医療費（有効期間外の医療費、通院医療費、個室料及び紙おむつ代等保険適用外の医療費）については自己負担となります。
3 医療券の有効期間	意見書に記載されている治療見込み期間に基づき有効期間を決定します。 ※入院治療のみ有効です。 ※満1歳の誕生日の前日まで有効です。
4 医療機関	指定養育医療機関

【必要書類】申請の際には対象となるお子さんの**健康保険証**をお持ちください。

*申請書及び世帯調書に個人番号記載し、対象年度に福生市民であった場合は、「4区市町村民税証明書」の提出省略が可能です。

1 養育医療申請書	保護者の方が記入してください。
2 養育医療意見書	主治医に記入、押印をしてもらってください。 ※意見書の内容が不明確な場合、必要に応じ担当課から治療内容等を問い合わせる場合があります。
3 世帯調書	保護者の方が記入してください。
4 区市町村民税 証明書 (福生市が発行先の 場合に限り証明書の 添付は不要です。)	区市町村民税課税(非課税)証明書(自治体により、証明書の名称は異なります。) 区市町村民税が課せられている方については、その全員分の書類が必要になります。 区市町村民税の均等割額・所得割額が明記された証明書を取得し、証明書を提出してください。 なお、区市町村民税を証明する書類の年度等につきましては、次のとおりとなっています。 ※最新年度の証明書を1月1日現在に住民登録のあった区市町村で取得してください。 生活保護・中国在留邦人等支援給付受給世帯の方 生活保護・中国在留邦人等支援給付受給世帯証明書 発行先：受給先の区市町村
5 同意書	保護者の方が記入してください。乳幼児医療費助成を受ける際に必要になります。

【医療券交付後について】

事項	必要な書類	備考
治療を継続する場合	継続協議書	※継続協議書(医師と保護者が記入)及び意見書(医師が記入)を提出してください。
転院する場合	新規と同様	※転院前の医師には追加意見書、転院後の医師には意見書へ記入、押印してもらい、提出してください。
住所・保険証等を変更した場合	変更届	※医療券を持参してください。 (保険証の変更の場合は、新しい保険証を持参してください。)
医療券を紛失した場合	再交付申請書	

問い合わせ先	申請に必要な書類はこども家庭センター(保健センター)にあります。 福生市こども家庭センター課母子保健係 電話 042-552-0312
--------	--